

された少年又は少年のとき犯した

ものとみなす。

て、刑事訴訟をし、又は家庭裁判所

権の確保を期せられたいとの請願。

第四部

第二回参議院司法委員会會議錄第四十五号

昭和二十三年六月二十三日(水曜日)

本日の會議に付した事件

○刑事訴訟法を改正する法律案(内閣送付)

午前十一時五分開會

○理事(岡部常吉君) これより司法委員會を開會いたします。前回に引續いて、刑事訴訟法を改正する法律案の質疑を行います。……それでは説明を願います。

○政府委員(宮下明義君) 引續いて第二編第一審第三章公判の章を御説明申し上げます。その第一節は公判準備及び公判手續であります。先ず第二百七十一條は、新たにすべての公訴の提起につきまして、起訴狀の原本の送達を新設いたしました。改正案におきましては、公訴の提起はただ単に審判の範圍を限定するだけではなくて、被告人に対して防禦の範圍を知らしめる意味を持たせております。……その当然の結果といたしまして、すべての公訴の提起について、起訴狀の原本を被告人に送達することとしたのであります。この手續は、略式命令の請求につきまして、当然起訴狀の原本を被告人に送達しなければならぬものと解釈いたしております。第二項におきまして「公訴の提起があつた日から二箇月以内に起訴狀の原本が送達されないときは、公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失う。」と規定いたしました。起訴狀の原本の送達の場合と同一の効力を有するという規定を設けたわけでございます。二百七十五條は、現行法三百二十一條に相当する規定でありまして、現行法におきましては、召喚狀の送達と第一回の公判期日との間に三日の猶予期間を法律によつて設けておるのであります。……この猶予期間につきましては、裁判所の規則で十分實際の手續を研究した上に、適當な期間を定める方がよろしいところから、この規定を設けたわけでございます。

二百七十六條は、現行法の三百二十二條に相當する規定であります。……従来の刑事訴訟の運用におきましては、いろいろ事情から公判期日というものが、再三再四延期変更されてしまつて、公判手續が遅延したてまつたのであります。……この弊害を是正する意味におきまして、又改正案によります刑事訴訟手續が、公判中心主義、直接証拠主義を採用いたしております結果、証人にいろいろ迷惑を掛ける程度が強くなつて参りましたので、公判期日はなるべく変更しない、又憲法が迅速な審判ということを要求しておる趣旨から申しまして、公判期日の変更は慎重にすべきであるという建前から、第二項におきまして「公判期日を変更するには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。」とすることにいたしました。……特に公判期日の変更を慎重にいたさうという配慮をいたしたわけでございます。而して二百七十七條にお

きまして、若し裁判所がその権限を濫用いたしました場合においては、訴訟關係人は、最高裁判所の規則又は最高裁判所の訓令の定めるところによりまして、その裁判所に対し、司法行政監督上の措置を求めることができるという規定を設けたわけでございます。これによりまして、裁判所法第八十條の規定による司法行政監督権の発動がなされることを予定いたしております。

次に二百七十八條は「公判期日に召喚を受けた者が病氣その他の事由によつて出席することができないときは、裁判所の規則の定めるところにより、医師の診断書その他の資料を提出しなければならぬ。」という規定を新たに設けたわけでございます。従いましひ、今後公判期日に召喚を受けた者は、病氣等ございまして、裁判所の規則の定める通りの診断書を出さなければならぬ。或いは又裁判所の規則の定めるところによりまして、特に医師のいない村等におきましては、他の適當な証明方法を提出しなければならぬ。……このことになりまして、若しこの手續を怠りましたら、正当な理由がない召喚に應じないという結果にならうと考へております。次に二百七十九條は、現行法の三百二十八條に相當する規定でありまして、趣旨において變りはありません。

二百八十條は改正案が起訴狀一本主義を採用いたしました結果、公訴の提起があつた後、第一回の公判期日まで、勾留に關して、例えば勾留理由の開示の手續或いは保釈の手續等いろいろな勾留に關する処分を裁判所がしなければならぬのであります。……これをすべて受訴裁判所がいたすということにいたしました。……起訴狀一本主義と相反しまして、裁判所に第一回公判期日前は予断を抱かせないという建前が崩れて参りますので、特に二百八十條の規定を設けて、これらの処分は受訴裁判所ではなく、單独の裁判官がこれを行うというにいたしました。……その間の調和を図つたわけでございます。次に二百八十一條の第二項は、逮捕狀によつて逮捕された者、或いは緊急逮捕をされた者、或いは現行犯逮捕をされた者につきまして、檢察官が勾留の請求をしない、直ちに公訴の提起をいたしました場合において、裁判官は、公訴の提起があつた後、速かにその被疑者に対して、被告事件を告げ、これに關する陳述を聴いて、勾留狀を發する必要がある、勾留狀を發するときは、直ちにその釈放を命じなければならぬという規定を設けまして、その間の權限の規定を設けたわけでございます。次に、二百八十一條につきましては、總則の証人尋問の章下において、特に百五十八條の規定を置きまして、証人を裁判所以外に召喚し、又はその証人の現在地において、例外的に尋問のできる場合を規定したのであります。……公判期日の

起があつた後、第一回の公判期日まで、勾留に關して、例えば勾留理由の開示の手續或いは保釈の手續等いろいろな勾留に關する処分を裁判所がしなければならぬのであります。……これをすべて受訴裁判所がいたすということにいたしました。……起訴狀一本主義と相反しまして、裁判所に第一回公判期日前は予断を抱かせないという建前が崩れて参りますので、特に二百八十條の規定を設けて、これらの処分は受訴裁判所ではなく、單独の裁判官がこれを行うというにいたしました。……その間の調和を図つたわけでございます。次に二百八十一條の第二項は、逮捕狀によつて逮捕された者、或いは緊急逮捕をされた者、或いは現行犯逮捕をされた者につきまして、檢察官が勾留の請求をしない、直ちに公訴の提起をいたしました場合において、裁判官は、公訴の提起があつた後、速かにその被疑者に対して、被告事件を告げ、これに關する陳述を聴いて、勾留狀を發する必要がある、勾留狀を發するときは、直ちにその釈放を命じなければならぬという規定を設けまして、その間の權限の規定を設けたわけでございます。次に、二百八十一條につきましては、總則の証人尋問の章下において、特に百五十八條の規定を置きまして、証人を裁判所以外に召喚し、又はその証人の現在地において、例外的に尋問のできる場合を規定したのであります。……公判期日の

二百七十三條は、現行法の三百二十條の規定に相當する規定でございます。……趣旨において現行法に變りがございます。……被告人に対して召喚狀を發することは、弁護人に対しても召喚狀を發することによりましておりましたが、事柄が適當でございせんので、弁護人及び補佐人に対しては檢察官と同様、公判期日を通知するといふように改めたわけでございます。二百七十四條は、公判期日の通知につきまして、若し被告人が裁判所の構内におります場合には、これに対して公判期日を通知した場合は、正式の召喚狀の送達があつた場合と同一の効力を有するという規定を設けたわけでございます。

二百七十五條は、現行法三百二十一條に相當する規定でありまして、現行法におきましては、召喚狀の送達と第一回の公判期日との間に三日の猶予期間を法律によつて設けておるのであります。……この猶予期間につきましては、裁判所の規則で十分實際の手續を研究した上に、適當な期間を定める方がよろしいところから、この規定を設けたわけでございます。

二百七十六條は、現行法の三百二十二條に相當する規定であります。……従来の刑事訴訟の運用におきましては、いろいろ事情から公判期日というものが、再三再四延期変更されてしまつて、公判手續が遅延したてまつたのであります。……この弊害を是正する意味におきまして、又改正案によります刑事訴訟手續が、公判中心主義、直接証拠主義を採用いたしております結果、証人にいろいろ迷惑を掛ける程度が強くなつて参りましたので、公判期日はなるべく変更しない、又憲法が迅速な審判ということを要求しておる趣旨から申しまして、公判期日の変更は慎重にすべきであるという建前から、第二項におきまして「公判期日を変更するには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。」とすることにいたしました。……特に公判期日の変更を慎重にいたさうという配慮をいたしたわけでございます。而して二百七十七條にお

きまして、若し裁判所がその権限を濫用いたしました場合においては、訴訟關係人は、最高裁判所の規則又は最高裁判所の訓令の定めるところによりまして、その裁判所に対し、司法行政監督上の措置を求めることができるという規定を設けたわけでございます。これによりまして、裁判所法第八十條の規定による司法行政監督権の発動がなされることを予定いたしております。

次に二百七十八條は「公判期日に召喚を受けた者が病氣その他の事由によつて出席することができないときは、裁判所の規則の定めるところにより、医師の診断書その他の資料を提出しなければならぬ。」という規定を新たに設けたわけでございます。従いましひ、今後公判期日に召喚を受けた者は、病氣等ございまして、裁判所の規則の定める通りの診断書を出さなければならぬ。或いは又裁判所の規則の定めるところによりまして、特に医師のいない村等におきましては、他の適當な証明方法を提出しなければならぬ。……このことになりまして、若しこの手續を怠りましたら、正当な理由がない召喚に應じないという結果にならうと考へております。次に二百七十九條は、現行法の三百二十八條に相當する規定でありまして、趣旨において變りはありません。

二百八十條は改正案が起訴狀一本主義を採用いたしました結果、公訴の提起があつた後、第一回の公判期日まで、勾留に關して、例えば勾留理由の開示の手續或いは保釈の手續等いろいろな勾留に關する処分を裁判所がしなければならぬのであります。……これをすべて受訴裁判所がいたすということにいたしました。……起訴狀一本主義と相反しまして、裁判所に第一回公判期日前は予断を抱かせないという建前が崩れて参りますので、特に二百八十條の規定を設けて、これらの処分は受訴裁判所ではなく、單独の裁判官がこれを行うというにいたしました。……その間の調和を図つたわけでございます。次に二百八十一條の第二項は、逮捕狀によつて逮捕された者、或いは緊急逮捕をされた者、或いは現行犯逮捕をされた者につきまして、檢察官が勾留の請求をしない、直ちに公訴の提起をいたしました場合において、裁判官は、公訴の提起があつた後、速かにその被疑者に対して、被告事件を告げ、これに關する陳述を聴いて、勾留狀を發する必要がある、勾留狀を發するときは、直ちにその釈放を命じなければならぬという規定を設けまして、その間の權限の規定を設けたわけでございます。次に、二百八十一條につきましては、總則の証人尋問の章下において、特に百五十八條の規定を置きまして、証人を裁判所以外に召喚し、又はその証人の現在地において、例外的に尋問のできる場合を規定したのであります。……公判期日の

審理につきましても、特に二百八十一條の規定を設けまして、原則として、証人は公判期日に尋問をしなければならぬものであるが、裁判所が、第五百五十八條に掲げる事項を考慮した上に、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、必要があると考える場合には、公判期日外において尋問することができるといふ規定を設けたわけでございます。要するに原則は、この改正案におきましては、証人は公判期日において尋問するのが原則であるといふ建前を置つておるわけでございます。二百八十二條は、現行法の三百二十九條に相当する規定で、趣旨において変りございません。

次に二百八十三條乃至二百八十六條は、公判開廷の條件としての被告人の出頭に関する規定でございます。先ず二百八十三條において、改正案は、被告人が法人である場合には、如何なる場合においても、代理人を出頭させることができるという規定を設けました。二百八十四條の以外の場合においては、法人の機関が出張しなければならぬのでありますが、その機関が欲しする場合には、特に裁判所の許可等の必要もなく、その意思によつて、代理人を出頭させることができるという規定を、法人につきまして、特に設けたわけでございます。二百八十四條は「五十千以下の罰金又は科料にあたる事件については、被告人は、公判期日に出頭することを要しない」といふ規定を設けまして、特にこのような輕微な事件につきましては、被告人がその出頭を希望しない場合には、必ずしも出頭を要しない。従つて裁判所といたしましても、被告人の勾引をする

ことはできないといふことになつたわけでございます。但し、被告人が望む場合には、代理人を出頭させることができることは、但書に規定がある通りでございます。二百八十五條は拘留にあたる事件につきましては、被告人は判決の宣告をする場合には、必ず公判期日に出頭しなければならないが、その他の場合には、裁判所が被告人の出頭がその権利の保護のための重要でないとき認めるときは、被告人に対し公判期日に出頭しないことを許した場合に、必ずしも出頭する必要がないという規定を設けたわけでございます。第二項におきまして、長期三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千円を超える罰金にあたる事件の被告人は、公訴事実に対して陳述する場合、及び判決の宣告をする場合には、必ず公判期日に出頭しなければならないのであります。裁判所が公判期日に出頭しないことを許した場合に、必ずしも出頭する必要があるという規定を設けたわけでございます。而して二百八十六條において、前三條の場合以外の場合においては、被告人が公判期日に出頭しないときは、開廷することができないう規定を設けたわけでございます。

次に二百八十七條は現行法の三百三十二條に相当する規定でありまして、但書が幾分違つておりますが、趣旨においては変りございません。二百八十八條は現行法の三百三十三條に相当する規定でありまして、これも第二項が少しく現行法と異つておりますが、趣旨とするところは變りございません。

二百八十九條は現行法の三百三十四條を著しく変更いたしました。死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合に、必ず弁護人がなければならぬという規定を設けたわけでございます。現行法におきましては短期一年以上の懲役又は禁錮にあたる事件について法定弁護制を採つておたのであります。新憲法の精神に則りまして、長期三年を超える懲役若しくは禁錮以上の事件については、必ず弁護人を要することとしたのであります。この点について現在の日本の弁護士の数が六千人であることを考えますと現実の運用としては可なり不安を持つております。又そのために相當な國費を要することとなるのであります。が、憲法の精神を貫きます以上当然のことと考えまして、この規定を設けたわけでございます。

次に二百九十條は現行法の三百三十五條に相当する規定でありまして、趣旨において現行法と變りございません。二百九十一條乃至二百九十三條は公判手續の骨格に関する規定であります。が、先ず二百九十一條は、現行法の三百四十五條に相当する規定でありまして、公判は先ず檢察官が起訴狀を朗讀して始まります。その起訴狀の朗讀が終つた後に、裁判長が被告人に対して、黙秘権及び裁判所の規則で定めたる所の被告人の権利を保護するため必要な事項を告げました後、被告人及び弁護人は被告事件について陳述する機会を與えられるのであります。この被告事件について陳述する機会といたすのは、立案當局として予想いたし

ております所は、起訴狀の記載自体に対する争ひ、或いは管轄の争ひ等も含めて考へておりまして、ただ單に公訴事実に対する意見弁解のみとは考へておりません。要するに本論に入ります以前に管轄或いは起訴狀そのものに対する争ひがこの二百九十一條によつて、なされるのであると、このように考へております。この二百九十一條の手續が終りました後に、二百九十二條によりまして、証拠調べに入るわけでございます。併しながら二百九十三條について証拠調が終りました後に、現行法通り檢察官が事實及び法律の適用について意見を陳述いたしました後、被告及び弁護人がこれに対して意見を陳述する、こういうことになるわけでございます。現行法第三百四十九條にございまして、被告人及び弁護人に対しては、最終に陳述する機会を與えなければならぬという規定を特に本案は削除いたしております。が、この点は將來裁判所の規則を定め

ます際に、十分に研究した上に、或いは被告人に最終陳述の機会を與えるか、或いは檢察官側に最終の陳述の機会を與えるかを決して頂くという趣旨において、現行法の規定を削除いたした次第でございます。御承知の通り、英米の實際の訴訟におきましては、最終に意見を述べますのは檢察官でございます。然るに現行法は被告人側が最終意見を陳述するといふことになつておりますので、この両者を如何よくに考へ、將來如何よくに決めて行くかという問題は、裁判所の規則に譲つたわけでございます。

二百九十四條は、公判期日における訴訟指揮権に関する規定でございます。す。裁判所法ができました以前の裁判所構成法におきましては、百四條に、裁判長の訴訟指揮権に関する規定があつたのであります。が、裁判所法においては、この訴訟指揮権に関する規定は、訴訟法的な規定であるという観点から、削除いたしましたので、これを補足する意味において、改正案において二百九十四條の規定を設けたわけでございます。

二百九十五條は新しい規定でございます。裁判長が、訴訟關係人のい

たしまして、裁判長が、訴訟關係人のい

ないことは勿論でございます。この冒頭陳述によりまして、裁判所は檢察官側の持つております証憑を知ることができまして、その後の訴訟の運び方を考えるわけでございます。

次に二百九十七條の規定は同様起訴狀一本主義と、裁判所の審理を如何にするかという調和に關する規定であります。裁判所は檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聞きまして、証拠調の範圍、順序、方法を定めることができる。これによりまして、裁判所は証拠調の初め、或いは中途においてでもよろしうございするが、今後行なつて参ります証拠調の範圍、順序、方法を當事者双方の意見を聞いて適當に定めて、訴訟進行の円滑を図ることができるとございします。そしてこの手続は第二項によりまして、受命裁判官にこれをさせることもできるわけでございします。第三項によりまして、裁判所は一旦定められた証拠調の範圍、順序、方法を適當と認める時は何時でも變更することができるとあります。

次は二百九十八條の規定であります。が、改正案におきましては、証拠調を原則といたしましては、檢察官、被告人又は弁護人即ち當事者の請求によつてこれをやるものであるという原則を第一に掲げまして、裁判所が職権で証拠調をいたしますのは補充的なものであるという趣旨を第二項において規定いたしましたのであります。従いまして改正案におきましては、必ずしも裁判所の職權審理主義を捨てておるのはございせんので、裁判所は補充的に職權を以て各種の証拠調を行なうなければならぬということになつて

おるのであります。次に二百九十九條の規定でございしますが、この規定も全く新たな規定でございまして、檢察官、被告人又は弁護人が証人、その他の者の尋問を請求するについては、予め、相手方に対してその氏名及び住所を知る機会を與えなければならぬ。証拠書類又は証拠物の取調の請求については予めこれを相手方に閲覧する機会を與えなければならぬという規定を設けまして、いわゆる不意打ち主義を避けようとしたのであります。今後檢察官又は被告人等は、証拠調の請求をいたします際には、証人であればその住所等予め相手方に知らせ置く、証拠書類であればこれを予め相手方に閲覧する機会を與えて置く、こうすることによりまして相手方はその証拠調に対して適當な異議の申立をすることができるようでございます。又或いは事前に証拠を争う必要がないと考えますれば、その証拠調に対して同意をいたしまして手続が円滑に進行するということになるわけでございします。將來の問題といたしましては、檢察官といたしましては、証拠書類等につきましてはすべて写しを作りまして、これを被告人又は弁護人側に交付するというのが最も円滑な手続であらうと考えますが、現在の日本の実情及び謄写技術等を考えますと、今直ちにそこまで行くことは不可能でありますので、差当たり二百九十九條の規定を設けたわけでございします。

次に三百條乃至三百三條は証拠書類の取調の請求等に関する規定でございします。全く技術的な規定でありまして

特に御説明するまでもないことと存じますので、説明を省略いたしまして、御質問によつてお答えをいたしたいと考えます。

次に三百四條の規定であります。が、これは証拠調の基本となる規定でありまして、改正案が現行法に比しまして著しく當事者主義を強化いたしました以上、証人の尋問につきましても、いわゆる英米流のクロス・エキザミネーション制度を採用すべきだという議論がありますことは、政府といたしまして十分承知いたしておるわけでございします。併しながら現在の日本の弁護士の數、即ち全國を通じて六千人に過ぎない、然るに實際の刑事事件というものは非常に數多くありまして、すべての被告人が優秀なる弁護士を自分の弁護人として持つということとはなかなかできかねるのであります。又日本一般の國民は必ずしも刑事手続というものに習熟いたしておりませんので、このような現狀におきまして直ちにクロス・エキザミネーションを採用いたしましたと、攻撃者側の方が強くなりまして、被告人側が却つて不利益を受けるという心配がございします。その点、それらの点を考慮いたしました結果、三百四條におきましては、証人等の尋問は先ず裁判官がやる。その裁判官の尋問が終つた後で補充的に檢察官、被告人又は弁護人がその証人を尋問する。こういう形を採つたわけでございします。併しながら十分能力のある弁護士が弁護人として付いておりまして、而も事案は極めて複雑であつて、起訴狀一本によつて公判に臨みます裁判官によつては、十分意を盡した尋問ができないという事案も數多いこと

と考えられますので、第三項におきまして、裁判所が適當と考えるときは、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴きまして、前二項の尋問の順序を変更いたしました。いわゆるクロス・エキザミネーション・システムを採用することもできるということになりましたわけでありまして、實際問題といたしましては、只今申上げましたような複雑な事件、而も十分能力のある弁護士の附いております事件等につきましては、三百四條第三項の規定が今後十分活用されるものと考えております。

次に三百五條の規定は、現行法の三百四條に相當する証拠書類の取調に関する規定でありまして、特に御説明するまでもない規定であると考えております。三百六條は、現行法の三百四十一條に相當する証拠物の取調に関する規定でありまして、これも趣旨においては、現行法と大差ございせんので、特に御説明いたすまでもないことと考へます。

次に三百七條は、証拠物の中で書面の意義が証拠となるものについての取調に関する規定でありまして、これは三百六條によりまして、その内容を朗読しなければならぬということにいたしました。

三百八條は、現行法の三百四十七條に相當する規定であります。が、裁判所は、檢察官及び被告人又は弁護人に對し、証拠の証明力を争うために必要とする適當な機会を與えなければならぬ。という規定を設けたわけでございします。この適當な機会と申しますのは、個々の証人の取調が終つた場合

でもよろしいのでございします。その証拠調の手続全部が終つた後に、その全体の証拠調について、そこにおいて取調べられた証人の証明力を争う機会を與えてもよろしい、いずれでもよいというふうに考へております。今後これらの点は技術的な問題でありまして、裁判所の規則によつて定められて行くものと考へております。

三百九條は、現行法の三百四十八條に相當する規定でございします。が、先ず第一項におきましては「檢察官、被告人又は弁護人は、証拠調に關し異議を申し立てることができる」という規定を設けたわけでございします。この「証拠調に關し」と申しますのは、これから行われようとする証拠調そのものに対する異議は勿論のこと、一旦証拠調の終りました後で、その証拠調の方式に關する異議も含むものと考えております。第二項におきましては「檢察官、被告人又は弁護人は、前項に規定する証拠調に關する場合の外、裁判官の処分に対して異議を申し立てることができる」という規定を設けたわけでございします。三百十條は証拠調が終りました証拠書類又は証拠物は、遲滞なくこれを裁判所に提出しなければならぬという規定を設けました。これは起訴狀一本主義で、從來のごとく公訴提起と共にすべての捜査書類が裁判所に廻るということにございせんので、証拠調が終つた後でその証拠書類又は証拠物を裁判所に提出するということにいたしましたわけでございます。

三百十一條は、從來の被告人尋問に相當する規定であります。が、第一項におきましては被告人に黙秘権を認めまして、第二項において、被告人が任

意を盡した尋問ができないという事案も數多いこと

意に供述する場合には、裁判長は何時でも必要とする事項について被告人の供述を求めることができるという規定を設けたのであります。従来の刑事訴訟法におきましては、検事の公訴事実の陳述が完了した後に、裁判長が記録を讀みまして、事案についていかなる事情を十分に知つた上に、先ず第一に被告人尋問を詳細にいたしまして、その後に証人尋問等を補足的にするというのが大體の形であつたのであります。が、今後の公判手続におきましては、検事の起訴狀の朗読、これに対する被告人側の陳述が完了した後、原則としては直ちに証人尋問等に入つて行く、その証人尋問が行われます中間において随時裁判長が被告人に対して必要な事項の供述を求めるということにまつて参ると考えております。第三項におきまして、陪席の裁判官、檢察官、弁護人等は、いつでも裁判長に告げて被告人の供述を求めることができるわけでございます。

三百十二條はいわゆる起訴狀に記載された、訴因、罰條の追加、撤回、変更に関する規定でございます。改正案におきましては、前回の御説明いたしました通り、公訴提起の意義を、ただ單に審判の範圍と限定するという意味だけではなくして、被告人側に防禦の範圍を知らしめるという意味を持たせました結果、起訴狀には、起訴狀に記載すべき公訴事實は訴因を明らかにしてこれをしなければならぬということにいたしました。裁判所は起訴狀に記載された訴因に拘束されまして、その訴因以外の犯罪事實を認定することができないのでありますので、檢察官は公判審理の状況を見ておりまして、

自分が記載した訴因が間違つておると考えた場合には、公判審理の途中において「訴因又は罰條の追加、撤回又は変更を許さなければならぬ」「裁判所は、審理の経過に鑑み適當と認めるときは、裁判官に対して「訴因又は罰條を追加又は変更すべきことを命ずることができる」と、こういう規定を設けたのであります。併しなから「訴因又は罰條の追加、撤回又は変更」が被告人に不利な利益を生ずる場合がありましますので、第四項におきましてこれらの追加変更によりまして「被告人の防禦に實質的な不利を生ずる虞がある」と認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、適當な期間公判手続を停止しなければならぬということにいたしましたわけでございます。

第三百十三條は弁論の分離、併合、再開に関する規定であります。現行法におきましては、弁論再開に関する規定はありましたが、弁論の分離、併合等は刑事訴訟法上の規定がなく、實際の裁判所の運用に委されておつたのであります。併しなから今後の訴訟手続におきましては、弁論の分離、併合等も又被告人の権利にいろいろの影響を持つて参りますので、特に規定を設けまして、裁判所は「檢察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定を以て、弁論を分離し若しくは併合し、又は終結した弁論を再開することができる」ということにいたしましたわけでございます。言い換へますと、これらの請求権を當事者に認めたということが重要な点であらうと考えております。第二項におきましては、裁判所は、被告人の権利を保護するため必要があるときは、裁判所の規則の

定めるところによつて特に弁論の分離をしなければならないという規定を設けました。一例を挙げますと、或る親分と子分とが同一の公判で審理をされましますと、子分の権利の保護という点において欠けるところがある場合もございますので、このような場合においては裁判所は特にその弁論を分離いたしましたして、親分は親分、子分は子分と、別の公判手続において審理を進める。これによつて被告人の権利の保護を全うしようとしたしたのであります。

第三百十四條は、現行法の三百五十二條に相當する規定でありまして、趣旨においても大差ございませんので、説明を省略いたします。

第三百十五條の規定であります。が、改正案におきましては、公判手続の更新につきまして、開廷後裁判官が變つた場合についてのみ公判手続を更新しなければならぬ、という規定を設けまして、現行法の三百五十三條を削除いたしております。現行法においては、十五日以上公判を開廷しなかつた場合、或いは公判手続を停止した場合同におきましても手続の更新をいたしたのであります。が、實際の事情を考へますと、これは全くの形式に止まつておりましたし、又改正案によりまして今後の訴訟手続は、迅速な裁判という趣旨に基きまして、どん／＼と行われろということも考えまして、三百十五條においては特に裁判官が變つたときのみ公判手続を更新するということにいたしましたわけでございます。

第三十六條は、地方裁判所において一人の裁判官がいたした訴訟手続は、被告事件が本來合議体で審判すべきものであつた場合にも、その効力を失わぬという規定を特に設けたわけでございます。

○理事(岡部常務) それではこの程度で休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後三時三十分開會

○理事(岡部常務) これより午前中に引き続きまして刑事訴訟法を改正する法律案の審議をいたします。政府委員の御説明を伺います。

○政府委員(宮下明義) 引續いて第二節証拠の節を御説明申し上げます。

三百十七條は現行法の三百三十六條に相當する規定でありまして、刑事訴訟法において、事實の認定はすべて証拠によらなければならぬという原則を掲げたわけでございます。三百十八條は、現行法の三百三十七條に相當する規定でありまして、いわゆる自由心証主義を規定した條文でございます。証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねるということの規定したわけでございます。この点は現行法と何ら異なるところがないわけでございます。

次に三百十九條は、憲法の趣旨に則りまして、特に自由について規定を設けたわけでございます。従来の刑事訴訟の實際の運用が、自由偏重の弊に墮しておつたということは、今更なる言を用いる必要もないくらいに皆さんにおいて御承知のことと考へる次第であります。憲法の三十八條第二項におきまして「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない」という規定がありますので、これを受けまして三百十九條

第一項の規定を設けたわけでございます。が、更にその趣旨を敷衍いたしまして、憲法の掲げる自白のみならず、「任意にされたものではない疑のある自白は、これを証拠とすることができない」という規定を設けたわけでございます。第二項は、憲法三十八條第三項を受けた規定でございます。被告人の自白が公判廷における自白でありましても、或いは公判廷外における自白でありましても、その自白が、自己に不利な唯一の証拠である場合には、有罪とされないという規定を設けたわけでございます。この点に關しましては最高裁判所の判例が異なる判断を下しておるのであります。が、憲法の解釈は判例のごとくであるとしたしましても、今後の實際の刑事訴訟の運用におきましては、改正案第二項の趣旨の方が適當であるという考えから、公判廷における自白であるか否かを問はず、單に自白か否かという事件につきましては有罪とされないということにいたしましたわけであります。第三項は「前二項の自白には、起訴された犯罪について有罪であることを自認する場合を含む」という規定を設けました。自白は積極的な犯罪事實についての告白であります。單にそのみでなくして、憲法が言うところの自白は起訴された犯罪についてギルティーであるという認諾をも含んでおるといふ趣旨を明らかにいたしました。この有罪であるという自認だけでも、それだけでは有罪とはされないという趣旨を明らかにいたしましたわけであります。

三百二十條以下は書面又は供述の証拠能力に關する規定であります。が、憲法三十七條第二項におきまして、すべ

て刑事被告人は十分に証人を審問する機会を與えられなければならないといふ趣旨に則りまして、應急措置法においては第一二條の規定がございまして、尋問調書であると、聴取書であると否とを問はず、被告人の請求があつた場合には、その供述者を公判廷において尋問しなければ、これらの書面を証拠とすることができないという規定を設けたわけでございまして、本案におきましては、更にその趣旨を敷衍いたしまして、三百二十條以下の詳細な規定を設けたわけでございまして、三百二十條においては、第三百二十一條乃至三百二十八條に規定する場合を除いては、公判期日における供述に代えて、書面を証拠とすることはできない」という規定を設けたわけでございまして、この條文について、昨日お手許に配付になりました刑事訴訟法を改正する法律案の正誤表の中で、正誤をいたしてありますので、特にその点に触れますと、「供述に代えて書面を」というのを「供述に代えて書面を」とし、又は公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることはできない」と、このように改めました。趣旨とするところは異つておられないのでありまして、單に書面だけでなく、供述を内容とする、供述の証拠能力をも三百二十四條等において制限を加えてありますので、その趣旨を明らかにいたしたわけでございまして、次に三百二十一條を御説明申し上げますが、その第一項は、被告人以外の方が作成した供述書又は被告人以外の方の供述を録取した書面の証拠能力に関する規定であります。即ち被告人以外の方が作成した供述書、例え

て申し上げますと、始末書のごときのものであります。それと被告人以外の者の供述を録取した書面、供述者の署名若しくは押印のあるもの、例えて申し上げますれば、聴取書等でありまして、これらのものは、一号乃至三三の場合に限つてこれを証拠とすることができるといふことになつたわけでございまして、第一号は、裁判官の面前における供述を録取した書面に關する規定であります。これは第二項との対比によりまして、この裁判官と申しますのは、二百二十六條、二百二十七條の規定による裁判官の面前における供述を録取した書面及び証拠保全、裁判官の面前における供述を録取した書面に限られるのでありまして、公判準備における供述を録取した書面はこの第一項の制限にはよりません。第二項の規定によりまして、当然証拠能力があるといふことになつたわけでございまして、従いまして第一項第一号は、只今申上げましたように、第二百二十六條、第二百二十七條及び証拠保全の場合の裁判官の取つた調書、この調書は、その供述者が死亡、心身の故障、所在不明、外國にいる等の事由で、その公判準備又は公判期日に呼んで参りまして供述させることができない場合、又はその供述者を公判準備若しくは公判期日に呼んで一應供述させたのであります。この公判期日等における供述が、前の調書と異なつておる場合、この場合には前の調書を証拠とするものとできると、いづれを信用するかは、裁判所の自由心証に委ねられるわけであります。第二号は、檢察官の取つた調書に關する規定であります。が、檢察官の面前における供述を録取した書面は、その供述が死亡、心身の故障、所在不明、外國にいる等の事由のため、公判期日等に呼んで來て供述をさせることができないとき、又は公判期日等において、前に檢察官の前でいたした供述と全く相反する供述をするか、若しくは実質的に違つた供述をした場合には、これを証拠とすることができると、併しながらこの場合には、特に但書の規定がありまして、諸般の事情によりまして、公判期日等における供述よりも、檢察官の面前における供述の方が、より信用すべき特別の事情がある場合に限り得るわけであります。第三号は、一号の裁判官の面前における供述を録取した書面、及び二二の檢察官の面前における供述を録取した書面以外の他の書面についての規定であります。即ち司法警察職員の取つた聴取書等は、すべてこの三号に入るわけでございまして、この書面につきましては、供述者が死亡、心身の故障、所在不明、外國にいる等の事情がありまして、公判期日等に呼んで來て、供述をさせることができない、而もその供述が、犯罪事實の存否の証明に欠くことができない重要なものである場合に限り得る証拠とすることができると、併しながらこの場合には、但書の規定がございまして、この警察官の面前等における供述は、その供述をいたした状況が、特に信用すべき状況の下になされたものである限り得る証拠とすることができるといふ制限が設けられております。第二の但書の制限よりも更に強い制限がございまして、例えて申しますれば、被害者等が、今まさに死なんとする時に、司法警察職員に對し、或る供述をいたしまして、それを司法警察職員が、聴取書に取つたというやうな、特に信用すべき状況の下になされた供述である場合には、この書面も証拠とすることができるといふ規定がございまして、次に、第二項の規定であります。第一項の規定に拘わらず、公判準備又は公判期日におきまして、被告人以外の者が供述をして、これを録取した書面、言ひ換へますれば、公判準備における証人尋問調書又は公判調書等は、第一項の制限を受けません。そのまゝ証拠能力を認めておるわけでございまして、これは事柄の性質上何らの圧迫も受けておりませんし、又公正にその調書ができておるものでありますので、当然に証拠能力を認めて差し支ないものと考える次第であります。尚第二項において、裁判所若しくは裁判官が、検証をいたしまして、その検証の結果を検証調書に記載しておるわけであります。これも亦そのまゝ証拠とすることができるといふことになつたわけであります。第三項は檢察官、司法警察職員等が検証をいたしまして、その結果を記載した検証調書は公判期日にその検証をいたした檢察官、司法警察職員等が出廷いたしました証人として正しくその調書を作つたものであるといふ規定に拘わらず証拠とすることができるといふことになつたわけであります。これは必ずしも傳聞証言とも言えないものであります。要するに檢察官又は司法警察職員等が自分自身で検証をいたした結果を記載した書面でありまして、それをその檢察官が公判廷に証人として出廷いたしました、真正に作成したものであることを証言し、被告

人側から反對尋問を受けてその真正に作成されたものであることについて立証がなされるならば、それをそのまま証拠としてもよろしいという見地から、このやうな規定を設けたわけであります。鑑定は鑑定及び結果を記載した鑑定人が公判期日に出席いたしました証人として反對尋問を受けるならば、これも亦証拠とすることができるといふことになつたわけでございまして、次に三百二十二條の規定は、被告人の供述書についての証拠能力の規定でございます。この條文につきましても、昨日のお手許に配付いたしました正誤表で第二項を附加してございまして、御注意願ひたいと思ひます。第一項は被告人が作成した供述書、即ち上申書のごときのもので、又は被告人の供述を録取した書面、即ち被告人の聴取書のごときのもので、その供述が被告人に不利な事實の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限つて、これを証拠とすることができるといふ規定を設けたわけであります。被告人は、この改正案におきまして、本來黙秘権を持つておりますし、その取調を受ける際には、特に捜査機関から不利な供述を拒むことができないといふことを告げられた上取調を受けるのであります。そのやうな状況において尙且つ自己に不利な事實を承認しておる場合には、これを証拠として差支ないのではないか、又後段につきましては、或る特別な状況がありまして、その被告人の供述を信用するに足りるやうな状況下になされた供述であるな

第四部 司法委員会會議第四十五号 昭和二十三年六月二十三日【參照】

らば、これも亦証拠としてよるしいのではないかと見地から、この規定を設けたわけでございます。併しなから、この場合におきましても但書の規定を設けて、被告人に不利な事実の承認を内容とする書面は、その証人が自由でない場合におきましても任意にされたものでないという疑いがあるときには、これを証拠とすることができないといふことにはいたしたわけでございます。三百二十二條第二項につきましても、被告人の公判準備又は公判期日における供述を録取した書面につきましても、これをそのまま証拠とすることができるといふ規定を附加いたしたわけでございます。

三百二十三條は、前二條以外の書面についての証拠能力に関する規定であります。その第一号は、いわゆる証明文書、例えば戸籍謄本、公正証書、簿本等のごとく公務員が職務上証明することができるといふ規定についてその公務員の作成した書面、第二号は、商業帳簿、航海日誌等のごとく、業務の通常の過程において作成された書面、第三号は、その他特に信用すべき状況の下に作成された書面、例えて申しますれば、日記帳のごときもの、これらは事柄の性質上、特に今問題となつております刑事事件を頭に描きながら作り上げた書面でもございませぬし、当然信用して差支ないという性質のものでありますので、三百二十三條におきまして、これについては例外的に証拠能力を認めただけでございます。陪審法第七十二條等にもすでに先例のある規定でございます。

次に三百二十四條は、供述を録取した書面ではございませぬで、他人の供述を聞いた者自身が公判廷等に証人として立ちまゝて供述をする場合、即ち傳聞証言の場合に関する証拠能力の規定であります。第一項は、被告人以外の者が公判期日等に出席して証言をいたしました場合に、その証人が、自分は被告人からこれ／＼の事柄を聞いたといふことを証言しようとする場合には、三百二十二條の條件に當てられる場合に限りてその証言をすることができると規定しております。証人が公判期日に出席したとして供述をする場合に、他の証人がこれ／＼のことを言つておつたといふことを聞いたといふ証言をする場合には、三百二十一條第一項第三号の條件に當てられる場合に限りて、その証言をすることができるといふ傳聞証言についての証拠能力の制限の規定を設けたわけでございます。その趣旨は三百二十一條及び三百二十二條と同様の趣旨に出ておるわけでございます。

三百二十五條は、前四條の規定によつて証拠とすることができるといふ書面又は供述でありましても、裁判所は予めその書面に記載された供述又は公判期日等における供述の内容となつた他の者の供述が任意にされたものかどうかといふことを調査した後でなければ証拠とすることができない。特に証拠として採用いたします前に、その任意性の調査をしなければならぬといふ規定を設けたわけでございます。

三百二十六條は、以上のような証拠能力に関する規定に拘わらず、檢察官及び被告人が証拠とすることに同意をした書面又は供述はその書面が作成された又は供述のなされたときの状況を考慮し相当と認める時に限り、これを証拠とすることができるといふ規定を設けたわけでございます。

三百二十七條は、いづれも合意文書に関する規定であります。檢察官及び被告人又は弁護人が合意をいたしまして、或る文書を取寄せたならば、その文書にはこれ／＼の内容が書かれてあるのに相違ないといふ合意をいたしまして、その合意書を裁判所に提出した場合に、これを証拠面とするということができると規定しております。又或る証人を裁判所に公判期日に出席させたならば、これ／＼の証言をするに相違ないといふことを両当事者が認めまして、その合意書を裁判所に提出した場合には、その証人を取調べなくてもこれを証拠とすることができるといふ規定を設けたわけでございます。これは審理の迅速を期する趣旨におきまして特にこのような規定を設けたわけでございます。

以上は事実認定の資料としての証拠能力に関する規定であります。三百二十八條はそれと異なりまして、いわゆる反証に関する規定であります。即ち第三百二十一條

乃至三百二十四條の規定によりまして証拠とすることができない書面又は供述でありましても、公判準備又は公判期日における被告人、証人等の供述の証明力、即ち信用性を争うためには、如何なる証拠でありましてもこれを使用することができるといふ規定を設けたわけでありまして、例えて申しますれば、三百二十一條第一項第三号によつて証拠能力が否定されましても、被告人の公判廷における供述の信用性を争うためには勿論これを公判廷に提出して差支ないものであります。併しなからそのものを事実認定の資料に使つてはならないといふことになつておるわけでございます。

次に第三節公判の裁判につきましても御説明申し上げます。この第三節は殆んど現行法と變つておりませぬので、特に現行法と異なります改正の要点だけを御説明申し上げたいと思ひます。その他の点は御質問に應じてお答えいたしたいと思ひます。

先ずその第一点は、三百三十五條第一項の規定であります。即ち「有罪の言渡をするには、罪となるべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならぬ」といふことに改正いたしました。現行法におきましては、有罪の言渡をいたします場合には、罪となるべき事実、証拠によりこれを認めた理由及び適用すべき法令を示さなければならぬといふことになつておりましたのを「証拠の標目」と改めたわけでございます。この点は從來裁判所の実際の運用から可なり強い意見がございまして、從來のいわゆる証拠説明というものが形式に墮してあり、

一面又裁判官の重大な負担になりまして、審理が遅延するといふ結果もございまして、今度の改正案におきましては、判決を書く手数というものは成るべく省きまして、実際の公判において事実の真相を発見する面において裁判官の主力を使つて頂きたいという趣旨から、三百三十五條第一項のごとき「証拠の標目」で足りるといふことにいたしましたわけでございます。

次の重要な改正点は三百四十條の規定であります。現行法三百六十四條によりまして、檢察官が公訴の取消をいたしましたとして、公訴棄却の決定があつた事件について再び公訴を提起いたしましたものと、判決で公訴棄却の言渡をされたのであります。が、改正案の三百四十條においては、公訴の取消による公訴棄却の決定が確定した場合に、公訴の取消後犯罪事実について新たに重要な証拠を発見した場合に限つて、同一事件について更に公訴を提起することができるといふことに改めたのであります。この点は改正案によりまして、捜査手続というものが著しく困難になりまして、起訴前の短期間において捜査機関が十分な証拠を集める可能性といふものは、現行法よりも可なり少なくなつて参りましたので、檢察官は勿論確信を持つて公訴の提起をいたすわけでありましても、公判審理の経過に鑑みまして、到底その事件について有罪の判決を得る確信がないといふ場合には、現行法以上に公訴の取消を或る程度自由に許しまして、その後若しその犯罪事実について新たな重要な証拠を発見した場合には再起訴ができるというように改めたわけでございます。これは一旦公訴の提起をいたしま

した事件について、若し無罪の判決が

なりまして、その場から被告人が放免

中村 正雄君
室山 丙吉君

規定でございませう。次に三百二十四條は、供述を録取した書面ではございませうで、他人の供述した事件について、若し無罪の判決があつて、その判決が確定いたしましたものと、憲法の關係から申しまして、ダブル・ジェパディによつて再びその事件を起訴することができかねますので、その点の調節を図る意味において、この三百四十條の規定を設けたわけでございます。

次に重要な改正点は三百四十三條の規定であります。即ち禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつた場合には、保釈又は勾留の執行停止は、その効力を失うという規定を新たに設けたわけでございます。前に御説明申し上げましたように、一定の事件については、被告人は権利として保釈を受けることができるのでありますが、その趣旨とするところは、第一審の判決前においては、被告人は一應無罪の推定を受けておりました、従つて輕微な事件につきましては権利として当然保釈を許されておつたわけでありまして、すでに一旦第一審において禁錮以上の刑に処する判決の宣告がありますと、この無罪の推定というものは破れまして、その宣告と同時に保釈又は勾留の執行停止は効力を失ひまして、一旦直ちに身柄を拘束される、それで、その後には三百四十四條にございまして、後に、権利保釈ではなくして、裁判所の裁量による保釈が許される場合があるということになるわけでございます。これと相表裏いたしました三百四十五條におきましては、現行法三百七十一條と異りまして、無罪、免訴、刑の免除、刑の執行停止、公訴棄却、管轄違ひ、罰金等の裁判が必ずしも確定いたしませんでも、その判決の宣告があると同時に即時勾留状の効力がなくなりまして、その場から被告人が放免されるということに改めたわけでございます。

次に重要な改正点は三百四十八條の規定であります。これは改正案が新たに設けました規定でありまして、裁判所は罰金、科料又は追徴を言渡す場合に判決の確定を待つておつてはその執行をすることができなくなり、又は執行をするのに非常に困難になるという場合には、檢察官の請求により又は職権で、いわゆる仮納付の裁判をするという規定を設けたわけでございます。即ち罰金、科料、又は追徴に相当する金額を仮に納付するということを明記しまして、この仮納付の裁判は本案の判決の確定を待ちませんで、即時執行することができるといふことにいたしました。執行の確保をいたそうというのであります。その他の点は現行法と殆んど趣旨において變つておりませんので、御説明は省略させて頂きたいと思ひます。

○理事(岡部常君) 皆さんにお諮りいたしますが、今日は少し沢山御説明頂きましたから、研究した上で質疑をした方がよろしかろうと思ひますので、今日はこれで散会いたしたいと思ひますが、お差支ありませんか。

○理事(岡部常君) ではこれを以て散会いたします。

午後四時十五分散会
出席者は左の通り。

理事
鈴木 安孝君
岡部 常君
委員
大野 幸一君

政府委員
法務廳事務官
(檢務局刑事課長) 宮下 明義君

中村 正雄君
遠山 丙市君
水久保基作君
鬼丸 義齋君
前之園喜一郎君
宮城タマヨ君
小川 友三君

昭和二十三年八月二十四日印刷

昭和二十三年八月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

(第四部)

(三九五)